

令和5年度 静海ク協委第2号 海洋産業人材発掘・育成等業務
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、当該事業を行うにあたり、海洋産業人材発掘・育成等業務を実現することができる豊富な経験と高い専門知識に基づく業務遂行力を有する企業を選定するための「公募型プロポーザル」について定めるものである。

1 目的

本業務は若者に対して海洋産業分野への興味の喚起を図り、講座、フィールドワーク、発表会及びアフターミーティング（以下「講座等」という。）の実施による当該分野に関する学習を通じて、将来的に静岡市において海洋産業分野を担っていく人材の発掘・育成を行うものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 静海ク協委第2号
海洋産業人材発掘・育成等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

(4) 提案上限額

2,145,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払い方法

業務完了後の一括払い

3 参加資格

本業務の公募型プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「提案者」という。）は、次の要件を全て満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）に基づく入札参加停止の期間が含まれていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 法人税の滞納がないこと。
- (6) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。
- (7) 過去に本業務と同種の業務の受注実績があること。

4 実施スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始 実施要領等の公開	令和5年7月10日（月）	静岡県海洋産業クラスター協議会HP上で公開
質問受付期間	令和5年7月10日（月）～ 令和5年7月18日（火） 17時まで	質問書（様式4）を提出 ※詳細は「8」記載のとおり
質問回答	令和5年7月21日（金） 17時まで	静岡県海洋産業クラスター協議会HP上で公開
企画提案書の提出 （提出書類等一式）	令和5年8月1日（火） 17時まで	※詳細は「7」記載のとおり （郵送の場合は必着）
書類審査結果の通知 （実施した場合）	令和5年8月4日（金）中	※詳細は「9（1）」記載のとおり
ヒアリング審査	令和5年8月9日（水）	※詳細は「9（2）」記載のとおり
審査結果の通知	令和5年8月10日（木）中	ヒアリング審査の参加者にメール、電話及び書面にて通知します。（書面は後日送付）

※ 審査結果等についての問合せには回答しない。

※ 審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続を行う。

5 提出書類等

提案者は、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要書（様式2）
- (3) 同種業務実績書（様式3）
- (4) 納税証明書（直近3か月以内のもの）※コピー可
 - ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- (5) 企画提案書（任意様式）

(6) 参考見積書

※見積金額は税込で記載のこと、内訳を記載し、代表者印を押印すること。

※見積上限額 2,145,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を超えないこと。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、課題は次の3点とする。なお、記載にあたっては次の事項に留意して作成すること。

課題1 講座等の企画提案

- ・「海洋産業」をテーマとした講座（3回程度）、2日間に渡るフィールドワーク、発表会、及びアフターミーティングの講師や内容を含む企画・提案
- ・参加者の海洋産業分野への興味喚起を図ることができ、且つ将来的に静岡市において海洋産業分野を担っていく人材の育成に寄与できる内容の提案
- ・講座等における海洋産業関連企業との連携の提案

※連携する海洋産業関連企業は、将来的に静岡市の海洋産業の発展に寄与することが期待できるのであれば、市内企業に限らないこととする。

課題2 本業務の広報・集客に係る提案

- ・講座等の効果的な広報・集客手法の提案

課題3 本業務を遂行する運営体制

- ・本業務を運営するにあたり適当な能力を有する人材を確保でき、且つ事務局と滞りなく情報共有できる体制の提案
- ・本業務を遂行するにあたり、実現性のあるスケジュールの提案

留意事項

- (1) 用紙サイズは各課題A4版を基本とし、縦横どちらでも構わない。
- (2) 企画提案書は紙媒体10部（正本1部及び副本9部）を提出すること。
- (3) 文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- (4) 企画提案書のページ数に制限はないが、基本的な考え方を簡潔に記載すること。
- (5) 散逸しないような形で綴ること。

7 書類の提出方法、提出先及び提出期限

プロポーザル参加申請書、企画提案書及びその他書類は次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
- (2) 提出先 静岡市海洋産業クラスター協議会事務局
(静岡市経済局商工部 産業政策課内)
- (3) 提出期限 令和5年8月1日（火）17時まで（郵送の場合は必着）
- (4) 提出部数
 - ア 企画提案書 紙媒体10部
 - イ プロポーザル参加申請書及びその他書類 紙媒体各1部

8 質問及び回答方法等

本実施要領等の内容について、不明な点がある場合は、質問書（様式4）を提出すること。

- (1) 提出方法 電子メールのみとし、電話・ファックス等での質問は受け付けない。メール表題は「プロポーザル質問」とすること。
- (2) 提出先 静岡市海洋産業クラスター協議会事務局
(静岡市経済局商工部 産業政策課内)
電子メールアドレス：info@miccs.jp
- (3) 受付期間 令和5年7月10日（月）～令和5年7月18日（火）17時まで
- (4) 回答 令和5年7月21日（金）17時までに静岡市海洋産業クラスター協議会HP上に掲載する。

9 審査及び審査項目について

(1) 書類審査について

- ① プロポーザル参加者が **4者以上の場合は書類審査を実施**し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。なお、プロポーザル参加者が **3者以下の場合**は書類審査を省略し、ヒアリング審査のみ実施する。
- ② 書類審査の実施結果等については、令和5年8月4日（金）午後5時までに通知する。

(2) ヒアリング審査について

① 開催日

令和5年8月9日（水）午前9時から午後5時まで

（詳細な時間は、別途通知します。）

② 開催場所

静岡市役所 清水庁舎 特別会議室（静岡市清水区旭町6番8号）

③ 審査方法等

ア 協議会が設置する審査委員会における審査員によって、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。

イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割（35点）未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

④ 説明方法等

ア 参加者は **3名以内**とする。

イ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明することとする。

なお、モニターは（端子はHDMI）静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。

ウ 説明時間については15分以内、その後の質疑応答は10分程度とする。

エ ヒアリング内容は非公開とする。

オ ヒアリングは、オンラインでの審査も可能とする。

(3) 審査結果

① 審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知する。

② 審査結果の公表

提案者名及び審査結果については、公開することができることとする。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他この書面に示された条件に適合しない場合

11 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (5) 関係書類作成のため協議会から入手した資料は、協議会の了解なく使用及び公表することはできない。
- (6) 再委託は原則禁止とするが、下記に掲げる条件を満たし、協議会の書面による承諾を受けた場合に限り、これを認める。
 - ア 再委託の業務及び業務内容が主たる業務ではないこと。
 - イ 再委託の理由が社会通念上妥当であること。
 - ウ (ア) 再委託の相手方の履行能力に疑義がないこと。
(イ) 再委託の相手方が当該業務の企画提案書提出者でないこと。
(ウ) 再委託契約金額が妥当であること。
- エ その他契約の適正な執行に支障が生じるおそれがないこと。
- (7) 委託候補者として特定された者は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び協議会から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、協議会からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、委託候補者として特定された者が同様の書類を協議会会長に提出している場合のほか、協議会会長が必要ないと認めるときはこの限りではな

い。

12 事務局（問い合わせ先）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
静岡市海洋産業クラスター協議会事務局
（静岡市経済局商工部 産業政策課内）
電話 054-354-2656
メール info@miccs.jp
担当者 児玉、寺田、奥村

令和5年度 海洋産業人材発掘・育成等業務
公募型プロポーザル 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
基本的事項評価	① 事業コンセプト等	事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5点	×1	5点
	② 実績について	本事業と同種・類似した業務の実績があるか。 人材育成に係る支援のノウハウを有しているか。	5点	×1	5点
提案に対する評価	③ 講座等の内容	提案趣旨が的確か。成果の期待度、実現性はどうか。手順の明確性はどうか。	5点	×2	10点
	④ 講師の選定	事業目的を達成するために、適切な講師が選定されているか。	5点	×1	5点
	⑤ 企業連携	業務目的と合致した、企業との連携がなされているか。	5点	×1	5点
	⑥ 告知手法	対象者にアプローチするのに効果的かつ、効率的な手法となっているか。	5点	×1	5点
	⑦ 集客	期間内に定員と同程度の集客が望めるものか。	5点	×1	5点
体制等評価	⑧ 運営能力・体制	本業務を実施するにあたり、適当な能力を有し、業務を円滑に遂行できる運営体制を確保できているか。	5点	×1	5点
	⑨ スケジュール	実現可能なスケジュールか。 余裕を持った適切なスケジュールか。	5点	×1	5点
審査合計点					50点

評価項目：① ～ ⑨

※ 最低基準点：審査合計 35 点（提案者が 1 者の場合）